

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

規範項目30

必須・重要・推奨

安

環

周辺作物への農薬の飛散防止

農薬を使用する際、適用作物以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務付けられています。農薬を周辺の作物に飛散させると、その作物において法令違反となってしまうこともあります。周辺作物への飛散を防止する取組が必要です。

取組事項

- ・ 周辺作物の栽培者に対して、事前に使用農薬等について連絡する。
- ・ 無風又は風が弱い天候や時間帯に散布する。
- ・ 散布時には、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- ・ 農薬散布は、病害虫の発生状況に応じ最小限の区域に留める。
- ・ 飛散の少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択する。
- ・ 農薬を飛散させてしまったときは、周辺作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、応急対策等を協議する。

平成18年5月から、残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれた食品の販売等を原則禁止する制度、いわゆる「ポジティブリスト制度」が導入されました。農薬散布を行う場合には、当該農薬が散布されるほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用作物の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、農薬の飛散防止措置の一層の徹底を図る必要があります。

【周辺作物の考慮】

周辺でどのような作物が栽培されているかを把握をして、可能であれば、それらの作物にも適用のある農薬を選びましょう。病害虫の発生状況等を把握して、農薬の散布自体を最小限に抑えることも重要です。

【散布時間や方法】

散布の際は、風の向きや強さが重要となりますので、風の弱い日や時間帯（早朝や夕方）を選んで散布します。

農薬の形状・散布方法の選択や飛散低減ノズルの使用なども、農薬の飛散を抑えるのに効果的です。積極的に取り入れましょう。（図1～3、表1、2）

【周知】

周辺の生産者や有機農産物栽培者及び養蜂業者に対しては、事前に、①農薬使用の目的、②散布日時、③使う農薬の種類等について、説明します。また、万が一、農薬を飛散させてしまったときは、速やかに連絡し、対応策を協議します。

【記録】

農薬残留等の問題が生じたときには検証が必要となりますので、農薬散布の記録（使用年月日、場所、対象作物、農薬の種類、使用量）は必ず残しておく必要があります。



図1 使用ノズルの違いによる農薬の飛散の状況

(左: 飛散低減ノズル、右: 通常ノズル)

出典: ドリフト低減型ノズルパンフレット



図2 散布粒径が粗いノズル(左)の使用による農薬の散布状況

(右は一般扇形ノズル)

出典: 農薬散布時のドリフト防止対策ガイダンス

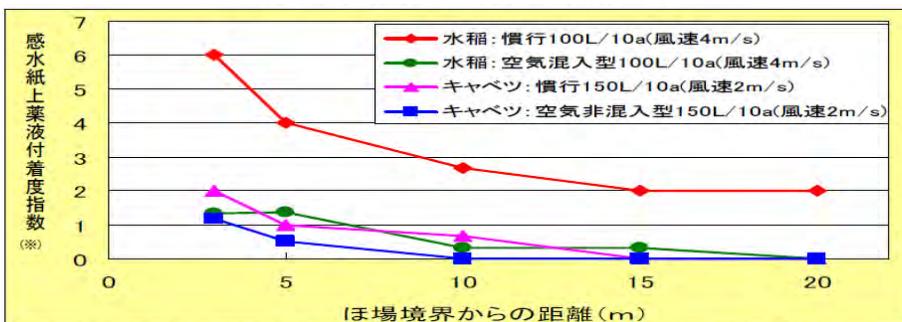


図3 開発ノズルの飛散低減効果

出典: ドリフト低減型ノズルパンフレット

(※) 感水紙上薬液付着度指数とは、水滴に反応して色が変わる特殊な紙を用いて、薬液の付着液斑の被覆面積率を0~10の11段階で指標化したものです。

表1 飛散が発生しやすい散布方法

農薬	散布形態	主用途	ドリフト(飛散)の発生
粉剤	多口ホース噴頭(パイプダスタ)	水田	DL粉剤を使用した場合でも条件によってはドリフトが発生
液剤(水和剤、乳剤、フロアブル剤など)	手散布	セット動噴	野菜、果樹 高圧で粒径の細かいケースではドリフトの懸念あり
		鉄砲ノズル	水田 高圧で遠方まで飛ばす噴霧方式のためドリフトの懸念あり
	ブームスプレーヤ	中面積以上の野菜、畑作	高圧で粒径の細かいケースではドリフトの懸念あり
	ブームスプレーヤ	果樹	多量の散布液を大きい風速で飛ばす噴霧方式のため、とくにドリフトしやすい

微粒剤(粒形100~300ミクロン(μm))はDL粉剤よりドリフトしにくい、条件によっては注意が必要。

除草剤の散布は一般にドリフトしにくい散布法が採用されるので問題は少ない。

出典: 農薬散布時のドリフト防止対策ガイダンス

表2 風洞試験による各製剤のドリフト特性

(平成18年度農薬飛散低減対策調査報告書、社団法人日本植物防疫協会)

DL粉剤5m距離のドリフト量を100とした場合の指数

試験薬剤	散布地点からの距離	
	5m	10m
微粒剤F(試作品A)	24.8	12.5
微粒剤F(試作品B)	1.3	0.1
微粒剤F(試作品C)	0.4	0.1
市販DL粉剤	100.0	58.8
水溶液(乳剤)	6.4	1.2

注) 風洞内で薬剤散布し、ドリフト量を立体に配置したガラスシャーレで捕捉、分析定量した。

■ 農薬の飛散影響防止対策に関する詳細な情報

・農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html)

【根拠法令等】

○ 農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成15年農林水産省・環境省令第5号)

○ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について(平成17年度農林水産省通知)